

柳井市都市計画審議会【議事録】

と き 令和元年 11 月 12 日（火） 13 時 30 分から 14 時 50 分

ところ 柳井市役所 3 階大会議室

（建設部長）

皆さんこんにちは。私、建設部長の古谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、柳井市都市計画審議会を開会いたします。

初めに市長のご挨拶申し上げます。

（柳井市長）

それでは、改めましてこんにちは。本日は、下村会長様をはじめ委員の皆様におかれましては、大変平日のこういった時間ですので本来であればお忙しい中、柳井市都市計画審議会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また、平素から、本市の行政全般にわたりまして大変なご理解とご協力をいただいておりますことに関しまして、心からお礼を申し上げたいと思います。いつも本当にありがとうございます。

さて、本日の柳井市都市計画審議会でございますが、前回は平成 29 年度の末ということで昨年度は開催をしておりませんでしたけれども、今年度は今日とあともう 1 回ほどですね、予定をさせていただいているということでございます。ご承知のとおり、本市が、今、行っている都市計画事業といえば様々もちろんあるわけではあります、土穂石川の河川改修事業、今、県のほうで鋭意に精力的に進めていただいておりますけれども、これに伴う都市計画道路古開作線の整備であったり、また、公共下水道事業であったり様々ある中で、そういったハード事業だけではなくて、今後、立地適正化計画の作成をしていく、更には都市計画マスタープランの改定という課題もございます。そういう意味で都市計画なので、都市、まちをどういうふうに持続可能な形で効率的に整備をしていくか作っていくかと、そういう計画的に物事を進めていく上で非常に重要な考え方であるということでございますが、本日も様々委員の皆様からご意見をいただきながら、そういった事業の進展、更には柳井市のまち全体をそういう視点で考える中で必要な取組として、いろいろなご助言をいただきたいというふうに思います。

なお、本日は議題としては、2 点ほど名称の変更ということで軽微とも申しませんがそういった議題に加えて、ご報告といたしまして、先ほどから申し上げております、立地適正化計画について、更には今年度特にスピード感を持って、国、県、更にはお隣の平生町と進めておりますが、国道 188 号柳井・平生バイパスについて、こちらも、今、都市計画の変更手続ということで進めておりまして、来年度、令和 2 年度の新規事業化を目指しているという状況でございます。明日も国の方にこの件で直接要望にも上がりますが、そういった

柳井・平生バイパスについてもご報告ということで、お時間をいただければというふうに思っています。いずれにいたしましても、人口減少という課題がある中でどうこのまちをコンパクトに、更には周辺地域との連携、ネットワークという意味で、公共交通網の形成計画の策定に向けての意見交換会も連夜開催させていただいているような状況もありますが、様々な課題ともつながっているという意味では、重要なことをご審議いただく場でもあるということを重ねて申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきたいと思います。本日もどうかよろしくお願いいたします。

(建設部長)

ここで、今回初めてご出席の委員さんのご紹介をさせていただきます。

山口県議会議員、有近(ありちか)委員でございます。

(有近委員)

よろしくお願いいたします。

(建設部長)

徳山工業高等専門学校准教授、目山(めやま)委員でございます。

(目山委員)

目山でございます。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

柳井警察署長、安永(やすなが)委員でございます。

(安永委員)

警察署長の安永です。どうぞよろしくお願いします。

(建設部長)

柳井土木建築事務所長、秋友(あきとも)委員でございます。

(秋友委員)

秋友です。どうぞよろしくお願いします。

(建設部長)

柳井農林水産事務所長、鮎川(あゆかわ)委員でございます。

(鮎川委員)

鮎川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(建設部長)

どうぞよろしくお願いいたします。

その他のご出席者につきましては、大変失礼ではございますが、時間の都合上、お手元の席次表をもってご紹介にかえさせていただきます。

ここで、本日の配布資料の確認をいたしたいと思います。

お手元に5種類の資料をご用意しております。

1番目につきましては、議案、右肩に「資料編」と書かれました議事次第や名簿等でございます。

それから2番目につきましては、「議案書」でございます。本日、事前にお配りした議案書をお持ちいただくようお願いしておりましたが、誠に失礼でございますが、書類に不備がございましたのでこちらに差し替えていただきたいというふうに存じます。

それから3つ目、4つ目につきましては、その他報告事項となります「立地適正化計画について」、それから「柳井・平生バイパスについて」でございます。

それから最後が、カラー刷りの「バイパス道路計画」とこの5種類の資料でお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に、定足数につきましてご報告いたします。

柳井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、本審議会の開催には委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日、15人中13人の出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、下村会長よりご挨拶をお願いいたします。

(下村会長)

皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。柳井市都市計画審議会会長の下村でございます。

この都市計画審議会につきましては、柳井市のまちづくりの要となる都市計画の方針を審議する場として大変重要な役割を担っていると認識しております。

本日、ご出席賜りました委員の皆さまにおかれましては積極的にご意見を発表していただくとともに、円滑に議事が進められますようご協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(建設部長)

ありがとうございました。

これ以降の議事進行につきましては、下村会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(下村会長)

まず、議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を僭越ながら指名させていただきたいと思います。

2号委員の皆様から、賀原基和（かはらもとかず）委員様よろしくお願いいたします。

3号委員の皆様から、秋友隆二（あきともりゅうじ）委員様よろしくお願いいたします。

お二人ともよろしゅうございますか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

それでは、よろしくお願いいたします。

(下村会長)

それでは、議事の審議に入りたいと存じます。本日の諮問案件は、第1号議案「柳井都市計画市場の変更について」、第2号議案「柳井都市計画ごみ焼却場の変更について」の2件でございます。2件の議案は、説明内容が重複いたしますので一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。事務局の方から、ご説明の方お願いいたします。

(都市計画・建築課長)

皆さん、こんにちは。事務局を務めさせていただいております柳井市都市計画・建築課長宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座して説明させていただきます。

本日の議案は、「柳井都市計画市場の変更」、並びに「柳井都市計画ごみ焼却場の変更」に関する案件の2件でございます。それぞれの施設の名称を変更しようとするものでございます。資料につきましては、最初に前方のスクリーンをご覧ください。

最初に、「市場」と「ごみ焼却場」の都市計画上における位置づけについてご説明いたします。都市計画法第11条第1項に規定されますとおり、都市施設として位置づけられるものでございまして、スクリーンにございますとおり「都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設である。」とされ

ています。例示にありますとおり、主なものとして、道路などの交通施設、公園などの公共空地、ごみ焼却場などの供給・処理施設のほか、市場、火葬場等が挙げられますが、必要に応じてこれらの施設を都市計画に定めることができるとされているところです。

次に、都市計画法第13条に規定されます「都市計画基準」についてご説明いたします。法の条文を掲げてございますが、「都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること」とされております。後段でございますが、柳井都市計画区域は、区域区分が定められていない都市計画区域に該当しますので、先ほど列挙しました都市施設のうち、少なくとも道路、公園及び下水道この3つを定めるものとされています。

一方で、都市施設のうち、都市計画決定しないと建築できない都市施設というものがございまして、このことが建築基準法第51条に「特殊建築物」として規定されております。条文では、「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築、又は増築してはならない」という施設としまして、この度変更を行います卸売市場、ごみ焼却場などの供給・処理施設が掲げられております。また、この条文には、但し書き許可の規定もございまして、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合などは、都市計画決定の限りでない。とされています。

スクリーンの下の段をご覧いただきたいと思うのですが、それでは、都市計画決定するかしないかという判断基準につきましては、山口県の運用としまして、市場については「山口県卸売市場整備計画」に位置づけのあるもの、ごみ焼却場についてはそれぞれの市町の「一般廃棄物処理計画」に位置づけのあるものを都市計画決定するものとされております。したがって、今回の変更案件の2件は、いずれもこれに該当するとされております。今回変更しようとする「市場」と「ごみ焼却場」につきましては、周辺の環境に対する影響が大きいものであり、従来から都市計画決定を行い、その建設、運用がなされているところでございます。

それでは、議案の順に変更内容をご説明いたします。ここからは、お手元にお配りしております議案書と同じものをスクリーンに表示してまいりますので、お手元の議案書も併せてご覧ください。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号は、柳井都市計画市場の変更でございます。

平成11年3月に都市計画決定されました南すおう農業協同組合青果物地方卸売市場の名称を変更しようとするものでございます。変更事項としまして、都市計画市場中第1号「南すおう農業協同組合青果物卸売市場」を同じく第1号「山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場」に、現在の施設の名称に合わせ変更するものです。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。変更理由でございます。

第1号南すおう農業協同組合青果物地方卸売市場は、平成11年に都市計画決定され、同

年10月に供用を開始し、現在に至っています。この度、現在の施設の名称に変更しようとするものです。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。こちらは、「山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場」の位置を示したものでございます。

続きまして、議案書4ページをお願いします。新旧対照表でございます。位置を表す表記につきまして、平成17年2月の市町合併により、大字の名称については、現行の大字名から大字を削除することとしたため、「柳井市大字余田字二ノ坪」から現行の表記である「柳井市余田字二ノ坪」としています。

ここで、前方のスクリーンをご覧ください。都市計画の手続の経緯につきまして、ご説明いたします。この度の名称の変更につきましては、都市計画法施行令の規定に基づく「軽易な変更」に該当しますので、県への事前協議、説明会、公聴会、都市計画の案の縦覧といった手続が省略されます。そのため、手続に関しましては、本日の審議会に先立ちまして、施設管理者であります山口県農業協同組合へ事前協議を行い、異議ない旨の回答をいただいているところでございます。本審議会の議を経ましたら、今月中に都市計画決定の告示、県へ図書の写しの送付といった流れで進めてまいります。議案第1号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書の5ページをお願いします。

議案第2号は、柳井都市計画ごみ焼却場の変更でございます。

昭和59年3月に都市計画決定された周東環境施設組合ごみ焼却場の名称を変更しようとするものでございます。都市計画の変更事項としまして、都市計画ごみ焼却場中第1号「周東環境施設組合ごみ焼却場」を同じく第1号「周東環境衛生組合ごみ焼却場」に現在の施設の名称に合わせ変更するものです。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。変更理由でございます。第1号周東環境施設組合ごみ焼却場は、昭和59年3月に都市計画決定され、昭和62年2月に供用を開始し、現在に至っています。この度、現在の施設の名称に変更しようとするものです。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。こちらは、「周東環境衛生組合ごみ焼却場」の位置を示したものでございます。

続きまして、議案書8ページをお願いします。新旧対照表でございます。この度の変更に合わせまして、位置を表す表記につきまして、平成7年7月の住居表示の実施に伴いまして、それまでの「柳井市大字柳井津字塩濱」から、現行の表記であります「柳井市南浜四丁目5番13号」としています。

前方のスクリーンをご覧ください。都市計画の手続の経緯につきまして、ご説明いたします。この度の名称変更につきましては、議案第1号と同じく「軽易な変更」に該当しますので、県への事前協議等の手続が省略されます。そのため、施設管理者である周東環境衛生組合へ事前協議を行い、異議ない旨の回答をいただいているところでございます。本審議会の議を経ましたら、今月中に都市計画決定の告示、県へ図書の写しの送付といった流れで進め

てまいります。議案第2号につきましては、以上でございます。以上で、議案説明を終わります。

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました第1号議案及び第2号議案につきまして、ご質疑がありましたら挙手の上、どうぞよろしくお願いします。

(目山委員)

目山でございます。高専で都市計画を専門に携わっているのですが、一応そういう立場も踏まえて質問をいくつかしたいと思っています。

一つはですね、今回名称の変更のみで特に都市計画決定に問題のあることはないと思いますけれども、こういった事態というのは市町村合併だとかですね、設置者さんの合併だとかですね、こういうものが起きる度に起きてくるだろうと思います。それで、設置者さんに対してはですね、こういった件の協議、これは何か月、何年ぐらい前からされておられるんだろうかと。そのあたりご説明いただくとですね、なぜこれを聞くかと言うとですね、むしろ、これ山口県農協さんが持ってらっしゃる市場に関しては、皆これ同じ条件になると思います。いくつあるか存じ上げません。柳井より大きい町だと大抵は、設置者が市だろうと思うんですね、市場が。これ、たまたまこういう設置者が違うというところなので、本来であれば県行政の方で県都市計画課が周知して変更があるのであれば手続があるってことを伝えるのかなと思いました。それで、このような手続をする場合にですね、いわゆる設置者さんに認識があるのか、自分の所の名前を変えると都市計画決定まで変更しなければならないという認識を持ってらっしゃるのか、持っていないとしたら柳井市が通達するような内容ではなくてもっと上から、都市計画行政の根本のところから通知が行くべきかなという話があるので、そのあたりは今回の例を元に、やはり周知の仕組みというのを作っておいたほうがいいのかなと。そういう意味で、今、言いたいのはですね、どのぐらいの時期に協議を始められたか、それから設置者さん自体が自分たちの名称の変更が都市計画の決定にまで影響を及ぼすような案件なんだという認識があるのかですね、そのあたり分かる範囲でかまわないのでご説明いただけたらと思います。

意見としては、意見はないので、これは、手続は適正だと思っていますので。そういうところだけお教えいただけないでしょうか。以上です。

(下村会長)

では、事務局の方からご回答の方よろしく願いいたします。

(都市計画・建築課長)

それでは、ただいま目山委員さんの方からご質疑のあった件についてご説明いたします。

まず1点目の事前協議の手続の時期でございますが、それぞれ、特に南すおう農業協同組合さんにおかれましては、この平成31年4月をもちまして県内統一の農協ということで山口県農業協同組合に統合されまして、この度、名称としましては青果物卸売市場の施設の名称に南すおう農業協同組合という合併前の農協の名称が冠としてついておりましたので、そういったことで都市計画においてもその名称の変更が必要になったものでございます。私共も農協に直接確認したわけではなく、県の都市計画課の方に今回の山口県農協の統一、合併によりましてそういった変更の必要性が生じる施設がございますかということで確認をとりましたところ、たまたまではございますが、こういった施設の冠の名称に合併前の農協の名称を付しておるのが、この南すおう農業協同組合が管理しております青果物地方卸売市場1施設のみでございました。これは、たまたまなんだろうと思いますがそういった関係で、先ほど目山委員さんの質問の中にもありました、通常は規模の大きいものとなりますと地方公共団体が設置する例が多くございますけれども、柳井広域での青果物地方卸売市場に該当するのですが、柳井地区の広域圏におきましてはJAいわゆる昔の南すおう農業協同組合さんが設置管理されておるということで、民間の施設を都市計画決定させていただいたという経緯がございます。そういった関係で、山口県農協の立場からすればたまたまこの施設が該当するということがございます。

では、事前協議の時期はということなのですが、あらかじめ、昨年度の段階から農協が合併することによって名称が変わるということは、私共も認識をしておりましたので、今年度に入りましたら新しい名称が決まるということで、その4月のタイミングで事前に農協さんの方と協議をしまして、正式な文書のやりとりは、この10月に入ってから公文書でのやり取りをさせていただいたというところがございます。長くなりましたけれども、もう一つの周東環境衛生組合につきましては、こちらは今回こういった名称変更、民間の施設ではありますが名称変更に伴って都市計画の名称と差異があるところを改めて調べましたところ、これは本当に市の施設ではございますが、周東環境施設組合が平成9年に統合されまして、名称が現在の周東環境衛生組合に変わっております。本来であればその際に都市計画の変更もすべきだったのだろうと思いますが、今回の農協の合併に併せて軽易な変更というところがございますが、併せて変更をお願いするものでございます。ですので、ちょっと2点目のご質問と重複する部分もございましたけれども、そういった事情でやり取りをさせていただいております。

(目山委員)

ありがとうございました。結構でございます。

(下村会長)

その他ございませんでしょうか。

(賀原委員)

賀原でございます。第1号議案なんですが、この位置ですよね。これは、元から二ノ坪と
いうか、これが番地に変わるのでしょうか。番地はいらないのでしょうか。

(都市計画・建築課長)

ただいま賀原委員さんからご質疑のありました都市計画の決定事項の位置の表示につ
きましては、特段定めはございませんけれども、通常小字までを表記するというのが一般的
な例でございまして、従来との違いでいきますと市場の方は小字にとどめておりますが、ご
焼却場の方につきましては、住居表示を実施しておるということで整理をさせていただ
いておるところでございます。

(賀原委員)

はい、了解です。

(下村会長)

どうもありがとうございます。

(岸井委員)

ちょっと教えていただきたいんですけど、2号議案の方で焼却場の仕様は能力がア
ップしてますけれども、こういった内容というのは変更対象にはならないのでしょうか。

(都市計画・建築課長)

ただいま岸井委員さんからご質問のありました内容ですと、議案書の8ページに新旧対
照表がございまして、その一番右の欄に備考欄ということで、焼却能力がアップしておるこ
とに対してのご質問だと思われませんが、まず都市計画としましては、その種類、名称、それ
から位置、面積が都市計画の決定事項でございまして、備考欄はあくまでも参考事項として
その位置なり区域、範囲なり面積、規模を決めるためのものでございます。したがって、
委員さんご指摘のとおり焼却能力がアップすることによって、その位置なり区域、敷地の規
模が変わるようであればもちろん変更の対象とはなりますが、焼却能力が変わった経緯を
ちょっと簡単にご説明いたしますと、一時期ダイオキシン対策が話題になった時期があっ
たかと思いますが、その際にそういったダイオキシン対策に伴って処理能力を増加させる
必要があったということで、昔の方はご存じだと思いますが煙突の上に更にまた煙突を伸
ばして高くして、現場を見ていただくと分かりますが、あのような対策を講じさせていた
いて、そういった関係で焼却能力に変更があったということで、したがって備考欄にお
きましては、そういう変更を記載しておりますが、都市計画の決定事項上はあくまでも参考
という取扱でございますので、ご了解いただけたらと思います。

(坂ノ井委員)

2号議案、平成20年に周東環境衛生組合という名称変更されてたんですよね。

(都市計画・建築課長)

平成9年です。

(坂ノ井委員)

平生に環境衛生組合、昔ありました、あれと合併したんですか。

(都市計画・建築課長)

坂ノ井委員さんからご質問のありました平生にございます熊南の関係のことをおっしゃっているんだろうと思いますが、以前、別の組織ということで、近年はもう統合して、今ごみ焼却場については、南浜にある1か所で運用させていただいておりますので熊南の方はすでに解体されたというふうに聞いております。

(坂ノ井委員)

それが合併して今ここに来てからこの名称になっておるのですか。

(都市計画・建築課長)

いわゆる周東環境衛生組合としましては、南浜にございます清掃センターと大島にございますし尿センターの2か所でございます。失礼しました。し尿センターと今申し上げましたが衛生センターです。大島にあるのが衛生センター、南浜にございますのが清掃センター、その2か所で処理場を運営しておりますが、都市計画決定上はあくまでも南浜のごみ焼却場のみを都市計画決定させていただいておることになります。

(坂ノ井委員)

もう一回確認します。その時に名称変更を本来してあったわけよね。

(都市計画・建築課長)

先ほどの目山委員さんのご質問にもありましたとおり、ではどのタイミングでということがございまして、先ほどご説明しましたとおり農協の方につきましては、もうこの4月でということでお互い認識があったのでこのタイミングで変更の手続をさせていただきたいと思うのですが、周東環境衛生組合につきましては、その当時のやり取りが残っておりませんので、そのあたりは手続が漏れておったんだろうと思われれます。この度、改めて農協の市場の名称変更する際に類似する施設を調べ直したところ、ごみ焼却場につきましても差

異があったということで、この度変更をお願いするものであります。

(坂ノ井委員)

ありがとうございます。

(下村会長)

どうもありがとうございました。その他、ご意見ございませんでしょうか。

特に、ご意見がないようでした採決に入りたいと存じます、よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

それでは、採決は第1号議案と第2号議案について別々に行いたいと思います。

それでは、第1号議案について、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成でございます。議案は出席委員の過半数をもって決することになっておりますので、第1号議案は全員賛成で承認されました。

続きまして、第2号議案の採決を行います。

第2号議案につきましては、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。第2号議案は全員賛成で承認されました。

承認されました議案につきましては、市長さん宛に速やかに答申することとさせていただきます。

その他の報告事項があるということでございます。事務局の方からご説明の方よろしくをお願いします。

(都市計画・建築課長)

続きまして、報告事項に入らせていただきたいと思います。最初に、「立地適正化計画について」でございます。お手元の資料でいきますとA4判横の資料で、タイトルに「立地適正化計画について」と記載してある資料をご覧ください。

最初に、立地適正化計画制度の概要についてご説明いたします。2ページをご覧ください。都市における人口の急激な減少と高齢化を背景としまして、高齢者や子育て世代にとって安心、健康で快適な生活環境を実現すること、財政経済面において持続可能な都市経営を可能とすることなどを目的に創設されました。

3 ページをご覧ください。本市の現状から見た問題点と課題を整理しています。本市の市街地におきましても、他の地方都市と同様に人口減少と高齢化が進む中で、空き地、空き家等の土地利用の空洞化、事業所の撤退などが顕著となり、低密度な市街地が形成され、全体的に都市機能が低下しつつあります。このことは、良好な市街地環境の形成に支障をきたしており、中心市街地の活性化のみならず防災・減災や防犯といった安全・安心の面への影響が予想されます。こうした中、国は都市再生特別措置法の一部改正により立地適正化計画制度を設けたところでございます。

続きまして、4 ページから 6 ページをご覧ください。上の資料の抜粋でございますが、立地適正化計画は、都市全体の観点から住居等を誘導し、一定の人口密度を確保するとともに、医療・福祉施設、商業施設等を拠点へ誘導し、公共交通などと合わせて、都市の活力の維持発展を目指すものでございます。都市計画の新たな制度として設けられました立地適正化計画は、コンパクトシティを進めていく上で重要な行政計画となります。現在、全国的な取組が進んでおりまして、県内では 13 市中 9 市が立地適正化計画を作成又は作成中の段階という状況でございます。

続きまして、資料の 7 ページをご覧ください。本市における立地適正化計画の位置づけを整理したものでございます。本市では、第 2 次柳井市総合計画を最上位計画といたしまして、都市計画、まちづくりの部門別計画として「柳井市都市計画マスタープラン」を策定しており、この法定計画に基づき、都市計画を定め、用途地域などの土地利用の規制誘導や、道路、公園、下水道などの都市施設の整備を行っているところです。こうした中、立地適正化計画は、住宅や都市機能施設の立地について、適正化を図っていくための土地利用計画で、都市計画マスタープランの一部として、地域公共交通網形成計画などの関連計画と整合、連携を図ることとしています。

続きまして、資料の 8 ページをご覧ください。本市の現状は、先ほどご説明しましたとおり、人口の減少と高齢化、空き家増加による市街地の空洞化、公共インフラ施設の老朽化が進んでいます。このままでは、まちなかの居住環境が低下するとともに、商業施設などが衰退し、都市として成り立たなくなるという問題が生じてまいります。今後とも高齢者や子育て世代が安心して生活していくためには、福祉、商業、医療施設などの立地の範囲を定め、都市内で一定の人口密度を維持していく必要があります。作成に当たりましては、庁内の関係部署との連携を図りつつ、新たに設置しました都市再生推進協議会でのご意見、ご協議を踏まえるとともに、本審議会の皆様方からもご意見をいただき、進めてまいりたいと考えております。

次に、資料の 9 ページをご覧ください。立地適正化計画の作成及び実施に関する協議を行うため、柳井市都市再生推進協議会を設置いたしました。委員には、様々な分野で活躍されておられる方々をお願いいたしました。協議会の会長には、学識経験者の立場から柳井市地域公共交通会議の会長も務めていただいております山口大学の榊原教授をお願いすることいたしました。

また、オブザーバーとしまして、国土交通省及び山口県から参画いただいておりますほか、広域連携の観点から、市街地が連担いたします平生町及び田布施町からも参画いただいているところです

最後に、資料の10ページをご覧ください。今後の進め方でございます。今後2年あるいは3年程度要するものと考えております。今年度、令和元年度は協議会を3回程度開催し、主に都市機能誘導のことを、来年度、令和2年度は居住誘導のことを中心にご意見を賜り、計画作成を進めていきたいと考えております。また、市民の皆様方に広く周知するため、説明会などを適切な時期に実施するとともに、本審議会への意見聴取も2回ないし3回程度行っていく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。報告は、以上でございます。

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま「立地適正化計画について」説明がありましたが、その報告事項につきまして、ご質疑あるいは質問などございましたら挙手の上、お願いいたします。目山委員。

(目山委員)

確認だけなんですけど、5ページ目のところで、多分、皆様方に説明をもっと詳しくというかですね、誤解ないようにいうと、この左側の線引きの場合は該当しないんですよね、柳井市の場合。この下側の非線引き都市計画区域であるパターンのこちらの方が柳井市には該当する。国交省の配布用資料なので、誤解の無きように言っておいたほうがいいかなと。それで、確認させていただきました。

もう一つはですね、今後の進め方のところです。都市計画審議会に諮るというか、案とかそういうものを諮るのは、あくまで令和3年度に案が整ったところまでは出ないとやらないということです。途中途中でやる自治体もあればですね、段階ごとにやるってところもあるので、そのあたりどういうお考えなのか示していただければと思います。

(下村委員)

目山先生の言われました線引きの場合と非線引きの場合というのをちょっと詳しく説明していただいて流れていってもらえたら、助かります。

(都市計画・建築課長)

それでは、今、ご質問なりご意見のごございました事柄でいきますと資料5ページの左上、左下をご覧くださいと思います。大きく線引きの場合と非線引きの場合という表現、これ国の資料の抜粋でございますのでこういった表現になっておりますが、まず、線引きにつきましては、おおむね10万人以上の都市で実施されておるものでございまして、いわゆる

市街化区域、優先的に10年以内に市街化を図っていくエリアを市街化区域として設定します。それ以外の区域を市街化調整区域ということで、線引きをすることによって、一定の開発もできないような形で規制誘導を図っていく、こういったものがいわゆる線引きした都市計画区域に該当します。一方で、柳井市のような10万人未満でいわゆる開発の圧力が強くない都市計画区域につきましては、非線引きの場合というふうにございますけれども、線引きをしない、つまり市街化区域、市街化調整区域といった線を引かない都市計画区域に該当します。これは、山口県の都市計画区域マスタープランにおいてその位置づけがされておるものでございまして、先ほど、議案説明の中でも、私、線引きがされないいわゆる区域区分の定めがない都市計画区域が柳井都市計画区域に該当するという説明をさせていただきましたが、まさにこのことでございまして、柳井市の場合は、柳井都市計画区域として、この左下の非線引きの場合に該当します。したがって、市街化区域、市街化調整区域という区域は存在しません、柳井市の場合は、市街地を中心に、用途地域を指定させていただいておりますが、その用途地域の中を居住誘導区域あるいは都市機能誘導区域といった区域を更に絞った形でエリアを定めて、そのエリアの中でできるだけ居住人口あるいは都市機能を集中して立地させていこうというものでございまして、詳しい説明になりますと長くなりますので、また、次回以降のご説明にさせていただきたいと思いますが、そういった資料の違いがございまして。

2点目、一番最後のページで目山委員さんの方からお話のございました都市計画審議会の意見聴取のタイミング、時期でございまして、私、先ほど、適切な時期にというふうに申し上げまして、資料は、形上は令和3年度というふうには書いてございまして、今、考えておりますのは、協議会での議論の進捗度合にもよりますけれども、都市機能誘導区域なり誘導施設がある程度固まった時点が、多分、令和元年度あるいは2年度の途中段階になろうと思っておりますが、そういった段階で、まず一度は、市民の皆さんにもお尋ねしたいと思っておりますし、併せてそういったタイミングをとらえまして、都市計画審議会の委員の皆さんからのご意見をいただきたいと思っておりますので、全部が全部出来上がってから都市審議会にじゃあこれはどうでしょうかということではなくて、通常の案件と違いますのは、立地適正化計画につきましては、ある程度いろいろな形で意見を集約しながら作り上げて行くということでございまして、本審議会においてもそういった形で2回ないし3回程度の回数になろうかとは思いますが、適切な時期に皆様方からご意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしく願いできたらと思っております。以上でございまして。

(目山委員)

ありがとうございました。

(下村会長)

その他、ご意見ありませんでしょうか。

(岸井委員)

国交省のホームページを開いて調べたのですが、この立地適正化計画というのは、それと言えますとこれまでの都市計画法に基づく市町村マスタープランや土地利用規制とは異なる全く新しい仕組みであることを認識して検討を進めることが重要ですよというふうな書き方をされているのですよね。そういった意味で、現在あるマスタープランとか、柳井市のいわゆる都市計画関連の計画と言いますか、そういうふうなものとの整合性っていうふうなものは取れているのでしょうか。

(都市計画・建築課長)

今、岸井委員さんの方からお尋ねのあった事柄に対する適切な回答にはならないのかもしれませんが、資料の同じく 5 ページの右側をご覧くださいと思います。タイトルが時間軸を持ったアクションプランという言い方になっております。今、岸井委員さんからお話のありました従来のマスタープランとまた大きく異なる観点でというお話があったかと思いますが、まさに、それがこの時間軸を持ったアクションプランのことです。通常皆様方にお諮りいたします、都市計画の決定あるいは変更につきましてはその前段であります都市計画マスタープランで一定の方向性、将来目指すべき都市像を見定めた上で、その将来都市像を実現していくために必要な都市計画を決定していただくものでございますが、その中でも特に、土地利用の観点で居住の誘導を図っていく、つまり居住の誘導を図っていくということは道路ですとか、下水道あるいは公園といったインフラ施設もそれに合わせてそのエリアを優先的に整備していくということにもつながってまいります。そういった意味で、都市計画の見直しあるいは居住誘導区域の見直しというふうにございますけれども一定の年数、時間をかけてその立地適正化計画が目指すべきまちなか居住への誘導、そういったところをゆっくり時間をかけて進めていきたいと思いますという考え方でございます。その右下、一番下にもございますように、したがって、立地適正化計画の場合は、作ったらそれで終わりではなくて、マスタープランも当然同じことではございますが、計画の達成状況の評価が重要というふうに書いてございまして、定期的な見直しと言いますか、計画の評価をもって進捗管理をしていく、そういった取組が必要だということが国の考え方として示されております。したがって、本市におきましても今回の立地適正化計画の作成と併せまして、ちょうど 10 年前になりますけれども、都市計画マスタープランを作成しておりますので、今回見直しを行っていきたいと思っております。一方で、立地適正化計画につきましては、マスタープランの高度化版という言い方もされております。いずれにしても、一体となって都市計画の基本的な道筋を示すものというふうに理解、認識をしておりますので、そういった形で時間軸を持って評価ができるような仕組みを整えていきたいと思っております。また、そういった際には、是非本審議会のご意見もいただきながら進捗管理をしていきたい、そういった考えでございますので、よろしくお願いできればと思います。

(岸井委員)

今のお話ですと、今から時間軸と言いますか時間をかけながらいろいろと変更をかけていくといったお話ですけれども、少なくとも、今、我々の認識としては、マスタープランというものが都市計画のいわゆるその基準であるというふうに思っているわけですが、その基軸であるマスタープランとの整合性は今の段階では取れているというふうにみていいわけですね。

(都市計画・建築課長)

今、岸井委員さんお尋ねのいわゆる都市計画のマスタープランと立地適正化計画の関係性でございますけれども、都市計画法と都市再生特別措置法ということで、ちょっと拠り所となる法律が異なりますけれども先ほどの説明にもありましたとおり、いわゆる立地適正化計画がマスタープランの高度化版、つまり主に土地利用の観点を切り出して作成するものでございます。まずは、まちなか居住、コンパクトなまちづくりを推進していく上でマスタープランではどちらかといいますと概念的、抽象的な表現に留めることとなりますコンパクトなまちづくりの概念をもう少し緩やかに誘導、規制というふうに位置づけられておりますが具体的に居住誘導区域あるいは都市機能誘導区域というエリアを設定し、その範囲なり、その誘導に対する考え方を市民の皆様方にお示しをし、こういった方法で都市計画、まちづくりを進めていくのだということをきちんとお示しをした上で作成していくものというふうに認識しております。

(岸井委員)

この都市計画審議会の位置づけですけれども、先ほどのお話ですと、日を見て報告をする。全体の中で、3回行われると言うことですが、基本的には都市再生推進協議会、これが中心になって立地適正化計画を構築していくというふうなことですよね。それが作っていく過程の中において、日を見て本審議会に諮るということでしょうけれども、都市計画審議会って具体的にどうゆうふうな都市計画における位置づけになっているのか、要するにこの審議会の果たすべき役割というか、そういうふうなものがちょっと分からないのですけれども、その辺を説明していただけないか。

(都市計画・建築課長)

今、岸井委員さんの方からご質問のありました都市計画審議会の意義といいますか役割についてでございますが、この場でちょっとお話しする内容ではないのかもしれませんが、まずは、都市計画法上は都市計画審議会といういわゆる市長の諮問機関、附属機関でございます。市長部局が執行機関であるのに対しまして、その市長が進める都市計画の分野においてご意見を頂戴する諮問機関の役割が都市計画審議会でございまして、都市計画法上は任

意で設置されるものでございますが、山口県然り県内の市町ではおおむね設置されておりまして、都市計画決定あるいは都市計画の変更につきましては、都市計画審議会の議を経るという法の規定になっておりますので、いずれにしましても本市が定めます都市計画あるいは県が定める、後ほどご説明いたしますけども柳井・平生バイパスといった国道の場合は、山口県が定める都市計画でございますが、そういった県が定める都市計画の際にも県から意見照会が来ますので、市長の独断で決めるものではなく、こういった市長の諮問機関である都市計画審議会のご意見をいただいた上で、県からの意見照会に回答させていただくという役割もございます。さらには、都市計画法の規定の中にもございますが、都市計画に関する事項を調査、審議する、そういった役割もございまして、都市計画審議会は主に都市計画法の規定によってさまざまな場面で議を経るあるいはご意見を頂戴するというところでございます。

都市再生特別措置法の中にも立地適正化計画の作成に当たっては、都市計画審議会の意見聴取を行うという規定がございます。議を経るというのは、これでよろしいですか、いいですという諮問、答申という形ではございますが、意見聴取ですので今後立地適正化計画の作成が進んだ段階の節目節目にはなりますけれども本審議会の意見をいただきたい、そういった位置づけでご理解いただけたらと思います。

(下村会長)

岸井委員さんよろしいですか。

(岸井委員)

ちょっと、場違いな質問かもしれませんが、都市計画地方審議会については、都市計画法77条に基づいて調査、審議ということでありますけれど、77条の1項と2項ありまして、2項には、要するに都市計画審議会は都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。いうふうな表現があるのですが、建議というのはどういうことなのでしょう。

(都市計画・建築課長)

今、岸井委員さんからお尋ねのございました、いわゆる都市計画法の規定によりますと都道府県都市計画審議会もそうですし市町村都市計画審議会においても都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することができる、そういう規定がございます。先ほど、私がお話差し上げましたように通常議案の場合は諮問、答申という形で都市計画決定あるいは都市計画変更する場合に議を経るという規定がございますので、それに基づいて諮問、答申という手続を取らせていただいておりますし、併せまして、それ以外の都市計画に関する事項におきましてもご意見をいただく場面を設けさせていただいております。関係行政機関への建議ということで、私すぐにこう思い当たらないのでございますが、同様な審議会

で国の社会資本整備審議会があろうかと思います。昔で言う、都市計画の中央審議会でございます。都市計画の中央審議会あたりでは、いろいろ国全体で見た都市問題、都市計画の分野の中でも景観のことだったり文化財のことだったり都市構造の問題だったり、公園・緑の問題だったりの分野がございます。そういった事柄に対して小委員会を作ったりして調査、審議して、いわゆる関係する行政機関に意見を申し述べるそういったやり取りがあるのかと思いますがそういったイメージだろうと思います。ですので、そういったやり取りを都道府県レベルでも、あるいは市町村レベルでもできますよという、できる規定ですので、そういったことだろうと思いますがなかなかちょっと現実問題ですね、そういった事柄について、そういったことをやるかどうかというのはですね、今、思いつきでお話するかもしれませんが、なかなか山口県レベルでもあるいは市町村レベルでもそういったところまでは、やっておらないのではないかとこのところでございます。市のホームページとかで他の市町の審議会の様子を拝見したりしておりますが、そういったどちらかというとあくまでも都市計画に関する事項の調査、審議というのが一般的な審議会の役割なのかなという認識でございます。

(岸井委員)

ありがとうございました。一応、その建議っていうような話に関しては、なかなか具体的な事例とかなないのでしょうけれども、建議ですからね、やっぱり議論を建てるというかそういうふうな表現になるわけですからね、だからそういった私個人としてそういうつもりでこの審議会の役割を果たしていきたいとそのように思っております。以上です。

(下村会長)

岸井委員ありがとうございました。その他にご意見ございませんでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

特にご意見がないようですので、2点目の「国道188号柳井・平生バイパスについて」事務局から説明をお願いいたします。

(都市計画・建築課長)

報告事項の最後になりますが国道188号柳井・平生バイパス」の取組につきまして、ご報告申し上げます。お手元に配布しております資料でいきますとA4判横のカラー刷りと見開いていただきますとA3判になりますチラシの2種類がございます。

最初に、A4判横のカラー刷りの資料からご説明いたします。表紙をめくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。国道188号は、山口県東部地域の広域幹線道路として

その役割を果たしており、直轄管理国道として、局部改良事業などにより順次整備が進められています。柳井・平生地域におきましては、平生町側において昭和63年度までに平生局改、延長3.5kmでございますがこのうち、いわゆる平生バイパスが暫定2車線にて開通されたのち、柳井警察署前から柳井港付近までの柳井バイパス延長3.5kmが平成26年度までに開通されたところです。柳井市と平生町にまたがる付近におきましては、昭和63年度までに南町付近が4車線に拡幅され、図面では赤色で表示されました引き出し線にありますけれども柳井市南町五丁目から熊毛郡平生町宇佐木までが現在、未改良区間として残されています。この区間は、柳井・平生バイパスとして昭和49年に都市計画決定されていますが、その後長期にわたって未着手の状態にあります。一方、山口県東部地域の広域幹線道路の整備につきましては、従来から、本市をはじめ、岩国市並びに周防大島町、上関町、田布施町、平生町の2市4町で構成されます山口県東部高速交通体系整備促進協議会におきまして、国土交通省や山口県など関係機関への要望活動を行ってきたところです。

資料の3ページをご覧ください。こうした中、今年に入りまして、国土交通省、山口県、柳井市及び平生町が連携し、国道188号の未整備区間について周辺の交通状況や地域の将来性を踏まえ、道路整備のあり方について検討を行うことを目的に勉強会が設立されました。また、勉強会と並行して、住民・地域との情報共有、合意形成を図るため、住民アンケートや企業ヒアリング、広報活動や意見交換会などを実施してまいりました。その取組の概要について、順にご説明いたします。

資料の4ページ、5ページをご覧ください。ここからは、対象地域の課題として整理されたものです。1つめは、5ページ渋滞の状況です。朝夕の通勤時間帯を中心に、周東総合病院前あるいは田布施木橋付近において渋滞が発生している状況が分かります。

続きまして、6ページ目、7ページ目をお願いいたします。事故の状況、医療の状況でございます。対象区間には、事故危険区間が存在しており、また事故等により通行止めが発生した際には迂回路が無ことから、日常生活や経済活動の妨げとなっています。また、対象区間には、柳井地区広域圏の2次救急医療機関である周東総合病院がありますが、これらも含めた病院への収容平均所要時間は、柳井地区広域消防組合が県内で最も時間を要しているという状況にあります。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。産業の状況、災害の状況です。本市には、西日本を代表するLNG基地や都市ガスの製造拠点が立地しており、さまざまな企業が国道188号を利用しています。また、昨年の西日本豪雨の際にJR山陽本線が長期間にわたり不通となり、国道188号がその間、鉄道の代替機能を担うこととなりました。資料の写真は、下松市付近の土砂崩れの様子を紹介したものでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。ここからは、合意形成の取組についてです。住民アンケートは、今後の道路整備に反映させていくことを目的に、4月から5月にかけて、実施したものでございます。地元関係自治会への配布、回収、商業施設等へのアンケートボックスの設置、更には主な事業所への配布、回収という方法により回収率57%という状況

でございました。回収件数は合計2,706件です。このアンケート調査では、7項目の質問に対し、4項目について、そう思う、ややそう思うといったバイパス整備に関する賛成意見が7割以上を占めるという結果となりました。そのほか、自由意見におきましても、周東総合病院利用者のスムーズな出入りあるいは通学、通院等日常生活に直結する道路であるため、早期の道路整備を望むといったご意見が多くを占めました。

11ページをご覧ください。住民アンケートに加えて、柳井市、平生町内の企業25社を対象に、安心・安全、医療・介護、観光・交流、産業・経済の4つの分野で企業ヒアリングを行いました。バイパス整備の必要性や期待される整備効果などを確認することができました。

続きまして、12ページから15ページまでをお願いいたします。地域の課題やアンケート、企業ヒアリングの結果を踏まえ、道路整備における政策目標が決定され、13ページの図にありますとおり、案2である現道拡幅（案）と比較し、建設費や道路整備による効果などを総合的に判断し、案1の「バイパス+一部現道拡幅（案）」を対応方針とすることが決定されたところでございます。

続きまして、資料の16ページをお願いいたします。先ほど申し上げました対応方針の決定を受けまして、更なる合意形成の取組としまして、今年7月にオープンハウス形式と座談会形式による2種類の意見交換会を実施いたしました。座談会形式の意見交換会につきましては、バイパス整備に関連して河川改修等の課題があります柳井市において、関係自治会を対象に計3回実施し、合計39名のご参加をいただきました。左側のオープンハウス形式の意見交換会につきましては、柳井市で2回、平生町で1回開催し、合計194人の方にご参加いただくことができました。皆様方からのご意見としましては、周東総合病院前交差点の安全性あるいは災害発生時のダブルネットワークの確保といったバイパス整備に対するご意見を多くいただくことができました。

最後に、19ページをお願いいたします。冒頭申し上げました合計3回にわたる勉強会を終了し、各種合意形成の取組を経まして、国、県、市町の役割分担が決められ、国道188号柳井・平生バイパスの整備方針が決定されました。

続きまして、もう一つの資料、A3判のカラー刷りについてご説明いたします。先ほど申し上げました勉強会あるいは合意形成の取組を経まして、去る9月に「国道188号柳井・平生バイパスに係る道路計画（案）説明会」が開催されました。その際に、国土交通省において作成、配布されたものがこちらのA3判の資料でございます。説明会は、関係地権者並びに関係自治会を対象にご案内しましたところ、3回の合計で平生町と併せ、約150人のご出席をいただきまして、当日は国土交通省山口河川国道事務所の担当者から、説明を受けました。資料の見開き部分をご覧ください。平面図並びに標準断面図が示されております。平面図は延長が長い関係上、上段、下段に分かれておりますが、起点側が図面の右上、柳井地区広域消防組合消防本部前が起点でございまして、終点側は図面の左下、平生町の築廻交差点までタイトルは「平生町宇佐木」と記載されておりますが、いわゆる築廻の交差点まで

の区間延長約2.2kmでございます。平面図に示されました緑色で囲まれた範囲が道路区域に含まれる部分でございます。いわゆる、のり面、切土、盛土構造になっておりますので緑色の線が出たり入ったりしておりますがそういった関係でございます。次に、右下に標準断面図が示されております。道路全体の幅員は23.25メートル、車道が往復4車線で、両側に自転車歩行者道が計画されております。次に、資料の裏面をご覧ください。現在の都市計画の手続についてご説明します。フローの下の段の左から3番目、4番目、現在都市計画変更素案の縦覧と合わせ説明会、公聴会の手続を行っている段階でございます。今後、県において年内に都市計画の案を確定させ、年明けから案の縦覧を2週間行ったのち、山口県都市計画審議会に諮問し、大臣同意を得て今年度中の決定告示を目指しているところでございます。また、山口県都市計画審議会に諮問される前に、山口県から柳井市並びに平生町へ意見照会があり、この際には本審議会へも諮問する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。なお、柳井市都市計画審議会並びに山口県都市計画審議会の開催は、年明け2月上旬を予定しております。また、決まりましたら委員の皆様方にはご案内を差し上げたいと思っています。よろしくお願いいたします。報告は以上でございます。

(下村委員)

ありがとうございました。ただいま、「国道188号柳井・平生バイパスについて」の説明がありましたがご質疑なり、ご質問がございましたら挙手の上お願いいたします。

特にご意見はありませんでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

特にご意見等ないようですので、本日の議事は以上で終了いたします。それでは、これで議事を終了いたします。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

(建設部長)

下村会長さんにおかれましては議事進行、大変、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。また、委員の皆様方におかれましては、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございます。今後の都市計画行政に反映させてまいりたいとうふうに考えております。以上をもちまして、柳井市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。